

広域連合

「静岡地方税滞納整理機構」の設立

静岡県

人口：3,773,694人

面積：7,329.39km²

担当部署：税務室

概要

県と県内全市町村が共同して徴収困難な滞納事案を処理する広域連合「静岡地方税滞納整理機構」を全国で初めて設立し、平成 20 年度については県、市町村合わせて約 41 億円の増収効果を達成した。今後も引き続き滞納処分を進めていくとともに、課税事務の一元化についても漸進的に取り組んでいく。

選定理由

（総務省コメント）

広域連合を設立し職員の専門性を高めることにより、積極的に滞納整理を行っている事例である。徴収目標を上回る成果を上げており、一元化の効果を発揮している点、税務研修や機構顧問の活用により職員の専門性を高めることで、市町村へのノウハウの継承が期待される点を評価し、選定した。

背景

三位一体の改革により国から地方への税源移譲が実現し地方税の重要性が増す中で、地方における税務行政は、税負担の公平性を維持し、税収入を確実に確保するため、その執行体制を強化することが求められている。このような地方の税務行政に対する様々な要請に的確に対応し、より生産性の高い地方税務行政を実現するため、別々に行われている県税・市町村税の賦課徴収事務を一元化し、県、市町村が協働して効率的に処理することを目指し、平成 17 年 1 月に地方税一元化構想を発表した。その後、「地方税一元化のあり方検討会」において、その有益性の検証と課題の整理を実施、平成 18 年度からは市町村と地方税一元化の具体化について検討、協議を行ってきた。その結果、第 1 段階として、徴収困難な滞納事案を専門的に処理する広域連合「静岡地方税滞納整理機構」を設立することとし、平成 20 年 1 月 10 日に総務大臣の広域連合設置許可を得て、平成 20 年 4 月 1 日より業務を開始した。

具体的内容

広域連合「静岡地方税滞納整理機構」は、県及び県内全市町村を構成団体としており、県及び 12 の市町から徴収実務に精通した職員を派遣し、3 課(総務課、徴収第 1 課、徴収第 2 課)17 人の体制で、平成 20 年 4 月 1 日より以下の業務を実施している。

1. 地方税における徴収困難な滞納事案に係る財産調査及び滞納処分

広域連合は、構成団体の長から引き受けた滞納事案について、滞納処分(差押、公売等)とこれに必要な財産調査を行う。これらの事案は原則 1 年間で処理し、1 年経過後に返還する。

事案の移管基準は概ね次のとおりであるが、どのような滞納事案を広域連合に移管するかは、それぞれの構成団体が、自ら行う滞納整理の方針、計画等を勘案して決定する。また、県税滞納事案については、市町村から移管された滞納者が県税も滞納している場合に限り移管する。

①滞納整理困難事案

②公売事案

③滞納処分の執行停止、不納欠損処分の検討事案

取扱税目は市町村税(国民健康保険税も含む)及び県税の全税目とする。

2. 構成団体の職員に対する徴収業務に関する研修事務

構成団体の徴収担当職員を対象に、外部講師等による滞納整理に係る幅広い実務的な研修を体系的に行う。また、実務研修を希望する構成団体から派遣研修職員を受け入れ、広域連合の実務の中で実践的な徴収技術を習得させる。

3. 徴収業務に関する構成団体からの相談に係る事務

税の徴収に際し、国税徴収法の解釈や滞納整理の対応において解決困難(移管がさ

れていない緊急的解決が望まれる事案等)なものや、行政不服審査法に基づく異議申立等がされている事案等につき、構成団体からの照会に応じて広域連合職員又は顧問（弁護士、国税OB、警察OB、銀行員）がアドバイスを行う。

取組中の課題・問題点

広域連合は、滞納処分等の専門機関としての役割を果たしていく必要性から、着実に徴収実績を上げることが課題となる。そこで、更なる直接徴収額の増加を目指し、不動産公売の積極的な実施や、徴収担当職員の資質向上のため、より実践的な徴収研修の実施に取り組んでいる。また、県としても広域連合の取組成果が一層上がるように、積極的に支援していく。

工夫点

公平性の確保のため、滞納者に対しては徴収担当職員全員が共通の厳しい姿勢で対応する一方で、本当に資力がなく税を納めることができない人への配慮も心掛けている。また、滞納処分という強い公権力を発動することになるため、絶対に誤りの無いよう法律や事実関係をよく調べるとともに、不明な点は顧問に相談し、確信を持った上で処分を行うように努めている。その結果、これまで市町村では積極的でなかった滞納処分のための搜索が日常的に実施できるようになっている。

効果

広域連合は平成20年4月1日より業務を開始し、県、市町村との移管事案のヒアリングを経て、6月から本格的な滞納処分に着手した。平成21年10月末までで、納付の約束を含め約10億3,000万円の徴収実績を上げたほか、県、市町村では約31億円の、移管予告による納付等の効果もあり、合計で約41億3,000万円と目標を大きく上回る成果を上げた。また、徴収職員向けの税務研修及び機構顧問を活用した相談業務も実施し、構成団体の職員の資質の向上や移管事案以外の滞納処分についても貢献したところである。さらに、今後、機構に派遣された職員が派遣元市町村へ帰任するに伴い、徴収技術の継承など、将来に向け継続的な効果が期待できる。平成20年度の業務実績は以下のとおりである。

○平成 20 年度の事業の状況

(1) 滞納整理事務

移管件数 972 件、35.9 億円

徴収目標と実績額

(平成 21 年 10 月末現在)

区 分		目 標	実 績	達成率
移管予告による自主納付等		20.0 億円	31.0 億円	155.0%
機構の活動による効果	直接徴収	7.5 億円	8.3 億円	110.7%
	納付約束	7.5 億円	2.0 億円	26.7%
	計	15.0 億円	10.3 億円	68.7%
合 計		35.0 億円	41.3 億円	118.0%

(2) 徴収研修の実施

種 類	内 容	実施時期	参加人数
基礎研修	国税徴収法等の基礎的知識の習得	5 月 15、19、20 日	120 人
専門研修	収入率向上に向け積極的な滞納整理の実践	6 月 16 日	109 人
	搜索による差押、インターネット 公売による換価	11 月 19 日	57 人
	差押不動産の鑑定評価方法	1 月 21 日	47 人
管理者研修	滞納整理業務の組織化と管理者の 役割	6 月 16 日	78 人
短期実務研修	機構に職員を派遣し、職場における 差押え、搜索等の実地研修	随時	受入 1 人

(3) 相談業務の実施

区 分	件 数	内 容
面接相談	3 件	複雑な事案について、顧問の来庁日等に合わせて相談
随時相談	81 件	電話、電子メール等により、機構職員が直接又は顧問に相談 する等して対応

住民（職員）の反応・評価

広域連合における滞納処分等の取り組みは、税における公平性の確保の実現が図られるものであり、県内の期限内納税者からは概ね好評を得ている。

また、広域連合の設立は、県及び市町村の徴収強化への強い意思を示すものであり、滞納者はもちろん多くの納税者への納税意識の啓発効果もあると考えている。

フォローアップ

広域連合の円滑な運営と着実な事務の推進を図るため、県と市町村の税務担当課長から構成される「静岡地方税滞納整理機構運営協議会」を設置し、年3回程度開催している。

今後の課題

地方税一元化の取り組みの第1段階である徴収困難な滞納事案の専門的な処理については、目標以上の成果を得られたところであり、今後も引き続き実施していく。さらに、現在第2段階として、市町村の合意が得られた共通の課税事務の集中化、共同化について、市町村が参加しやすい形で漸進的に税務事務の一元化を進める方針に基づき、「軽自動車関係税の申告書処理事務の一元化」「税務研修(課税事務)の共同化」等について協議・検討を行っているところである。

今後取り組む自治体に向けた助言

地方税に関する事務は、各地方公共団体が固有事務として処理しているため、これを共同化するためには、県と市町村との合意形成が不可欠である。それぞれの課税権にかかわる問題でもあり、協議・検討を重ね漸進的に一元化を進めていくことが望ましいと考えている。

きちんと納税している皆さまの立場に立ち、しっかり徴収して、
税における公平性を確保します。

滞納整理の専門機関

静岡地方税 滞納整理機構

静岡地方税滞納整理機構は、
静岡県と県内すべての市町が協力し、
地方税の徴収が難しい滞納を
共同して専門的に処理する広域連合です。



静岡地方税滞納整理機構

【地方税の納税についての相談は】

市町村税については、お近くの市役所、町役場へ、県税については、お近くの県財務事務所へそれぞれご相談ください。

アドレス

静岡地方税滞納整理機構

<http://www.shizu-zei-kikou.jp/index.html>